

Title	英国連合内閣成立の由来並びに其立法事業
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.12 (1915. 12) ,p.1373(37)- 1392(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19151201-0037
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151201-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前表に據るに米國の輸出増加は軍需品食料品の輸出に繋がる所多く又獨塊兩國の輸出杜絶に依て生じたる缺陷を米國の貨物に依て補充したるもの少なからず。而して其輸出せられたる市場を見るに、英國に對する増加額最も著しく、佛伊の兩國之に亞ぐが如き、輸出増進の戦争に依るもの少なからざるを示すものとする可し。獨逸白耳義並に塊地利匈牙利に對する輸出の減少は事實已むを得ざる所なりとするも、一方に瑞典和蘭諾威の如き歐洲の小國にして、然も獨逸に隣接する國に對する輸出が一年間に於て一億二千數百萬弗の増加を致したるは是等諸國を経由して、間接に獨逸に供給せられたるものと認めざる可からず。米國輸出貿易の内容容並に輸出國の種別斯の如く、英國海軍が依然海上に優勢を持して將來米國の英佛兩國に對する交通の安全なること既往と異なるものなき以上は、歐洲戦争の繼續する限り、將た又歐洲に於て米國より輸入する商品に對する支拂の不可能なる状態に陥らざる限り、米國の輸出貿易が本年度に於て更に前年度に倍蕪するの勢を以て増進し、輸出増加に依て對外債務の一部を減却し、歐洲戦後に於て國際貸借の状態に變調を生ずるに至る可きは、之を想像するを得べきなり。

英國聯合内閣成立の由來並びに其立法事業

占部百太郎

去る五月下旬に組織せられた英國の聯合内閣に就ては、余は本誌七月號に於て不取敢英國政黨政治の變局と題して、論述したのであるが、當時は不充分なる電報を重なる材料として論評したのであるから、此英國憲法政治の大事事件の真相を捕捉する上に於て、尠なからざる遺憾があつた。其後我輩の接手したる材料に徴して、這回の聯合内閣成立の由來が多少判明して來たのであるが、其れと同時に、此振古未曾有の大國難に對する英國人の決心の如何に強固なるかが窺はれ、隨て之が今後英國憲法政治の局面に及ぼす可き影響の如何に大なるものある可きや、想察に餘りあるのである。余は左に更めてアスキース聯合内閣組織の原因に就て説述し、

尙、聯合内閣が爾來施設したる憲法上の變局に就て觀察して見たいと思ふ。

二

アスクィスの聯合内閣成立の事實は今や天下周知の事であるから、之を記述するの要を認めない。然し聯合内閣の成立を促進したる原因は多少の説明を要する。昨年八月英國が獨塊に對して開戦するや、從來の内争を一掃して、舉國一致、猛然として外敵に當つたのであるが、前のアスクィス内閣は味方の自由黨からよりも、却て反對派の統一黨から多くの援助を受けた位であつた。是れは統一黨の方が自由黨よりもより多く、帝國主義的政策に傾いて居た平生の主張に照らしても、決して怪むを須ひない。今回の大戦は世界の強國が何れも國運を賭して戦ひつゝあるのであるから、交戦諸國に於ける各自舉國一致の態度は眞に目覺ましいものであるが、英國に於ても、今回の如く戦亂勃發の當初から翕然舉國一致の態度に出でた事は、西班牙から「不滅艦隊」が來襲した際を除けば、歴史上殆ど例がないのである。之を近世史に徴して、米國獨立戦争にも、拿破翁戦争にも、クリム戦争にも、近くは南阿戦争にも、毎時有力なる反對黨の異議を排して、戦争を行つたのである。勿論今回の開

戦にも少數の反對者はあつた。現にジョン・モレー卿や、ジョン・パインズ等は戦争に反對して開戦と共に内閣の重職を擲つたのである。勞働黨や社會主義者や一部の學者論客の間にも、現に時々非戦論が叫ばれつゝあるけれど、南阿戦争の初、*the Engländer* と非難せられた自由黨のキャメル・パン・ナアマン一派が戦争に反對して舉國一致を破つた當時の勢力に比較す可くもない。今回の開戦以來、政府は幾多の立法的施設を爲すに方つて、貴族院議員杯には完全なる議案さへ配賦せず、政府側の辨士にさへ其法案の性質、内容の充分に了解せられて居ないやうに見へた事があつても、當局者が是非通過を希望した際には、飽く迄其言を信用して半時間内に之を通過せしめたのである。苟くも戦争を一層有効に運ばする爲とあれば、縱令其提案が如何程革命的であらうとも、之を否決したる事例はない。現に下文に説明する、英國憲法上の出來事として重大の意義ある内閣大臣は當分再選舉を要しない法案(*The Re-election of Ministers Bill*)の如きも、一兩日の間に兩院で即決せられて直ちに國王の裁可を経て法律と爲つたのである。是れに由ても、英國の舉國一致の態度の尋常ならぬ事を想見す可きである。

然るに昨年開戦後當座英國上下の獨逸に對する敵愾心は殆ど白熱に達して居たのであるが、眞個に今度の大戦争の意義を了解して、國民的自覺を感じたのは、貴族社會及び中以上の識者階級であつた。此振古未曾有の國難に當らむが爲、敢然干戈を執て、義勇奉公の精神を發揮したのは、貴族の子弟とか、大學生とか、所謂 *middle class* の階級の人に多かつた。國民の最大多數を占むる勞働者は、當初の熱心も漸く冷却して、當局者の熱烈なる募兵演説に對して、對岸の火災視する不心得の態度に出づる者も少なくなかつた。最初の程こそ、雇主も雇人も互に犠牲の精神を持つて、一致の態度を採て居たけれど、戦争は漸く長引いて、何時果つべき見込はつかない。殊に英國は未だ白耳義、北佛、波蘭等のやうに兵火の卷とはなつてないが故、時々飛行船や潜水艇の襲撃は受けて居れど、痛切に戦争の恐怖と悲惨と云ふものを感じて居ない。而して一般の人は未だ此戦争の性質も、亦何程の大仕掛であるかと云ふ事も了解してない。何故白耳義の爲、一命を犠牲に供せねばならないのかさへ知らない者が少なくない。是れは英國政府が平常外交の秘密と稱して、英國の對外的地位を國民に充分了解させなかつた罪である。一部論客の間に非難がある。新聞局

(Press bureau) は力めて勝報だけを吹聴して敗報は可成之を秘したが爲、戦争は萬事英國に取て、好都合に運むで居るものと、一般勞働者は信じて居たのである。其れに戦争に因て物價は益々昂騰して來るのに、政府は之が救済の策を講じない。一方政府の受負業者は一攫千金の鉅利を占めつゝある風聞さへ傳はつて、戦争は畢竟資本家に射利の機會を與るに過ぎないものであるとの、平常からの階級的嫉妬心は刺戟せられて、此機會に乗じて豫ての主張を貫かむと、遂に炭坑地方の大同盟罷業さへ起つたのである。

今回の戦争以前から、英國の勞働者と資本家との所謂産業戦争は非常に激烈であつた。双方互に壘を高くし、壕を深くして、戦は何時果つ可くも見へず、各自階級の利益の爲には國家に對する義務をさへ忘るゝ程であつた。所が、一朝大國難に逢着して此最上級の要求の前には、双方とも姑らく平常の主張を弛めねばならぬ場合に迫つた。仍で一時兩階級は平生の憎惡を排して國家の爲に相和せむとしたのであるが、戦争が延引して軍需品の必要は益々急を告ぐると同時に、資本家側では前述の如く政府の受負事業等に依て鉅萬の利を占めつゝあるに引き換へ、勞働者側

には何等特別の収益の増加を見ないと云ふので、豫ねてからの要求を貫徹するのは、此の千歳一遇の好機會を逸してはならぬと、扱てこそ國家の爲に不幸なる舉を見たのである。英國の資本家と労働者がかゝる國家の安危存亡の場合に際して階級間の争闘を事とするを見ると、如何にも非愛國的國民のやうに思はるゝけれど、英國に於ける資本家も労働者も産業戦争に依て占め得たる各自の地歩をば、縱令國家の危急に際しても、之を失はざらむとの、所謂資本の權利と労働の權利を尊重する事、權利の觀念に薄き吾々日本人の想像し得ざる程である。(石炭坑夫の大同盟罷業の理由に就てはマクミラン社發行 Round Table 九月號七一七頁參照。過般の大同盟罷業の勃發に因て、英國の軍需品供給の減少を來したことは、争う可からざる事實であるが、此の軍需品問題に關聯して労働問題を解決する事が、聯合内閣の成立を促した一大原因である事も亦、我輩の決して疑を容れない所である。

三

開戦以來、一部英國人は頻りに獨逸の罪惡を數へ立てして、反て自家平常の不用意を咎めやうとはせず、其國力を盡し以て戰場に立ち居る同胞や同盟軍の窮厄を

救う可き適當なる犠牲を拂ひ、訓練を經べき事をしないで、國民の一半だけは重き負擔を負ひ困苦を愬へつゝあるのに、他の一半は恬として自家の快樂を貪り、宛も國家の危急を餘所事に見るの奇異なる顯象を呈出しつゝあつたのである。國民の間に於ける負擔が斯く偏重に失しつゝあつたと同時に、一方、政府—軍國政府の組織としては、自由黨内閣には少なからざる缺陷があつた。開戦以來アスキース内閣は賞讃に値する態度を以て一國の危急に應ずる施設を爲し、反對黨側からも多大の援助を受けたけれども、一部の新聞紙、論客からは、連りに、組織と云ふものがない no government であるとの惡評を浴せかけられた。仍で此の國家の安危存亡の岐るゝ大危機に際して、所謂「陛下の反對黨」が野に在つて間接に國事に盡瘁するのでは、其功果に少なからざる遺憾がある。此際朝野兩黨は從來の行懸りを擲ち與に共に提挈して、此大國難に當るに如かずと云ふのが聯合内閣生出の大原因であることは、アスキースの宣言に徴しても明白である。然も此の驚く可き大變化は明白なる英國國民の意思の表明に依て、促成せられたのではなく、先づ一部新聞紙の唱道に起つて、夫れから種々政治上の變局に會し、遂に兩大黨の領袖間に會商が行はれて、咄

嗟の間に聯合内閣の成立を告げたのである。五月十二日アスキスは戦時の状況に顧みて聯合内閣組織を考慮するの意思なきや云々の一議員の質問に對し、質問の如き事は未だ考へた事はありませぬ、而して此のやうなことが一般の賛成を博しやうとは私の未だ認知しない所でありますと答辯したのに兆しても、之を證明することが出来る。夫れから政界の形勢は急轉直下して、一週間後の五月十九日にアスキスは庶民院に於て内閣改造の意思あることを述べたのであるが、其演説中の左の三項は最も注意す可き事柄である。

一、内閣に如何なる變動ありとも首相と外相とは交迭せざる可し。

二、國力を盡して従前通り戦争を繼續する國家の政策には毫も變化を來たさざる可し。

三、内閣の改造如何に行はるゝとも單に戦争の目的を行はむが爲にして、之が爲に何人と雖も如何なる政黨と雖も其政治上の目的及び理想を抛棄し若くは妥協を試みむと欲する者に非ることゝ知る可し。

此の如くして五月二十五日夜新内閣の成立は發表せられたのであるが、閣員の

數は二十二名にして、前内閣に比して二名を加へたる、英國史上の最多數の内閣である。閣員の顔觸は自由黨稍、優勢なれど、統一黨もバルフォア、ボナロー、チェムバレーンの三領袖が海軍、殖民、印度の三省に夫れ々、長官となつたので、決して、伴食大臣のみとは云へない。労働黨からはヘンダーソンが教育院總裁の地位を占めなければ、愛蘭國民黨から何等代表者の出でないのは、舉國一致内閣として物足らぬ觀がある。然し同黨總裁レドモンドが切なる入閣の勸告を拒絶したのは、戦争に反對ではなくして、彼が同黨の主義として愛蘭自治の實施を見る迄英政府の當局者とならないと云ふ豫ての決心に由つたのであるから已むを得ない。

四

前述の如く聯合内閣の出現は誠に咄嗟の出來事であつて、兩黨の領袖何れも主義として之を好まない事は前記アスキスの言明に據つても明白であるが、尙彼は聯合内閣成立の由來に就て、六月上旬書を自由黨院内幹事長に與へた、其書簡の一節は聯合内閣成立の原因を多少説明して居ると同時に、英國政治家が如何に政黨政治に忠實なるかを知るに足るものがあるから、左に原文の儘引用する。

There is one reason and only one, which could justify or explain such a new departure: a clear and urgent case of national necessity. It was only because the conviction was forced upon me that a non-party Government would prove the most efficient instrument for the successful prosecution of the war that I have taken a step which has caused me infinite personal pain.

I cannot, in the public interest, enter at present into any details, and I must ask my friends to rely for the moment on my judgement. Meanwhile, pursuit of our special aims in the sphere of domestic politics is not abandoned but suspended; and when the national cause has been vindicated against the enemy, we shall take up again the unfinished tasks to which the Liberal Party has set its hand.

夫れからランスダウン卿も五月二十六日カールトン俱樂部に於て開催せられた統一黨の兩院議員大會の席上で、國家の急要は統一黨の議員が好まざる可き聯合内閣を造つて、舉國一致以て國難に當るの外なき趣旨を演説した。アスキースの所謂明白にして且緊要なる國家的必要は従來の慣例を一時中止して、非政黨内閣を組織せしめたことは明白である。自由黨政府が其當時の機關だけを以てしては、

到底白佛及びダルダネルスの遠征隊に向て、適當の軍需品を供給するの力なしとの信念は漸く識者の間に熾むになつて來た。此の如き、狀態にして進まむか、自由黨内閣の地位は益々困難に陥つて、結局自滅するの外なきに立至つた。所が五月十四日のタイムスに現はれた在北佛軍事通信員の長文電報は、輒近に於ける英軍進撃の不成功は、爆發物の供給不充分なるが故で、強固なる獨軍の陣地を突破するには火藥の供給を潤澤にしなければ駄目であると報導したのである。此の通信は大に世人の注意を喚起し、開戦以來精勵軍務に鞅掌して大陸軍を編成し、吾々はキツチナーに赴くまで一般に崇拜せられて居た同元帥に對する攻撃は盛になつて來た。此の陸軍不信用の聲が聯合内閣成立の動機の一となつた事は疑を容れない所であるが、一方に於て海軍側に於けるチャーチル對フィツシャー事件も亦、這般の機運を促したること、吾人の推察し得る所である。

前海軍大臣チャーチルは所謂「第四黨」の創立者として政黨史上に有名なる故ランドルフ・チャーチルの子息である。彼は敏捷にして演説に長じ、開戦當時は海軍大動員の迅速を以て名聲を博して居たけれど、性稍、ヤンキー的の輕燥な所があつ

て自負心強く功名を急ぐ嫌がある。然も年少にして先輩に譲らず、最も對手方を挑發する言動を爲すので、動もすれば、敵に攻撃の機會を與るのである。十一月上旬アスキースの演説に據れば、彼が第一軍事卿フィッシャーと衝突した原因と云はるゝ陸軍の援助を待たずして、ダネルスを海軍の單獨攻撃に任かせて、戦艦三隻と共に多大の犠牲者を出した事も、當時の戦局上誠に已むを得ざる處置で、決して彼の一存で斷行したものではなかつた事は明白にされたけれど、兎に角此のダネルス攻撃の効果が豫期に反して、フィッシャーをして彼の下に海軍の當局者たる能はずとて辭職せしめた事が左なきだに動搖せる人心を益々刺戟して、海相攻撃の聲を高大ならしめ、遂に内閣改造の近因を造りたる事は殆ど疑を容れざる所である。

此外近年英國の政界では、外交上に關する政務は非黨派問題として之を取扱ふ慣例が、少なくとも政黨領袖の間に成立ちつゝあつた(軍事上にも多少其傾向が見へて居た)此慣例が這回の聯合内閣の成立に好都合であつたことは云ふ迄もないが、此事に就ては余は既に屢々論述したのであるから、茲に之を繰返すの煩を避けたいと思ふ。

要するに以上陸軍及び海軍に對する世論の沸騰は自由黨内閣の地位を益々困難ならしめたので、政府方の首領も、反對黨の領袖も、均しく此の困難から政府を救濟する唯一の愛國的方法是、出來る限り強固なる聯合内閣を組織するの外なしと觀念するに至つたのである。若し以上二件の如き大打撃の復たび加へられむか、自由黨政府は忽ち顛覆の不幸を免れない。此の如き場合に立至らむか、黨争の休戦は止むで、激烈なる内政の紛争は再び捲き起り、大戦争を前に控へて總選挙に訴ふるの外なきに至るであらう。此の如き事は斷じて之を避けなければならぬと、扱てこそ聯合内閣組織の相談は急速に進行した次第である。(尙聯合内閣成立の憲法上の意義に就ては本誌七月號英國政黨政治の變局中殊に其八節を参照せよ)。

五

アスキースの大聯合内閣成立以來、露西亞のガリチア及び波蘭退却となり、勃牙利の獨塊側加擔となり、獨塊軍のセルヴィア侵襲となり、一方伊太利の活動抄々しからず、當然協商側に加擔す可く豫期せられた希臘及び羅馬尼は曖昧なる態度を採

り、ダルダネルスの攻撃は殆ど絶望の状態に在りと報せられ、戦局は概して協商側の不利に見ゆるけれど、英國政府は飽く迄最後の勝利を確信して鋭意軍國の施設に力めつゝ、軍需品の供給及び勞働問題解決の爲、種々の立法的事業を試みた。是等の軍需品法 (The Munitions of War Act) や、炭價法 (The coal price Act) や、其他戦時財政に關する立法の研究は本文の目的でないから、之を措き、茲に一見些事なるが如く見へて、其實英國憲法上の事件として頗る重大の意義を含める、二個の立法事業に就て論述しやうと思ふ。即ち國務大臣の再選舉を一時中止する法律 (The Re-election of Ministers Act) と、現國會の任期を延長する事を云ふのである。

前記國務大臣の再選舉を一時中止する法律案は聯合内閣成立後間もなき六月三日新内務大臣サイモンに依て先づ庶民院に提出せられて即決の上、同日直ちに貴族院に廻送せられて同院を通過し、其後直ちに國王の裁可を経て法律となつたのである。元來、一七〇二年の踐祚令 (Act of Settlement) 第三章中に「國王の下に官職或は利益ある位地を占むる者或は國王より年金を受くる者は庶民院議員たるを得ず」と規定せられて、國務大臣は庶民院議員たる權利を剝がれたのであるが、是れでは

英國憲政の發達を妨害すると云ふので、一七〇五年國務大臣に任せられた者は官職に就きたるとき庶民院に再選舉を求むる事を得、と修正せられた。此の如き規定の設けられたのは、國王と人民とが主權を爭奪して居つた時代の思想から發したもので、主權の最早人民に移つた今日に於ては、昔日の意義を失つて居るけれど、是れあるが爲、内閣廣き意味の) に列した者は就任後直ちに再選舉を経ねばならぬ大變の面倒と失費とがある。之が爲め一代の大政治家グラッドストーンも一八四六年ニュアルクで落選し、閣員に列して議席を失ふの不幸を見た事があつた。現海軍大臣パルフォアアの如きも、保守黨内閣の首相であつたとき、マンチェスターの東區で落選の憂目を見、某陣笠議員から倫敦シテイの選舉區を譲り受けて辛つと議席を占めた事があつた。夫れから最近前自由黨内閣のランカスター公領尙書マスターマンの如きは、西南ベスナルグリンで二度再選舉を争ひ二度とも落選の不運を見たので、遂に冠を挂くるに至つた程である。現に今回の提出者サイモン自身も亦這般の苦き經驗を有する一人であるが、彼が庶民院で説明したる所に據れば、同案の提出されたのは、國務大臣に新任せられた者が其公職を盡さむとする勿々、復たび其

の選舉區に歸て再選運動をしなければならぬ其の費用と心配とを省かしめむが爲で英國が有史以來の大戦争を戦ひつゝある際、國政の責任に任ずる大臣が庶民院を欠席して再選の爲公職に對する注意を他に轉ずるが如きは、眞に國家の爲に哀しむ可き事であると云ふの趣意から出たのである。尙同法は既往に溯て一九一五年五月一日から有效とせられ、今回の大戦争終結後に至つて解散せらるゝ國會と共に效力を失ふ事となるのであるから、有効期限は勿論未定である。

六

夫れから六月十九日のタイムスにかう云ふ記事が見へた。内閣では原則として現國會の任期を十二ヶ月間延長する事並びに地方議會の選舉も次ぎの十一月迄は執行せぬ事に決定した。此二個の目的を達する爲、近く法律の制定を見るであらう。又た一九一七年一月迄現國會の任期を延長するからと云つて、必ずしも總選舉を其時迄行はないと云ふ事はない、唯虞るゝ所は國會法の規定に據て戦争の未だ終結せざる前に解散の行はれないやうにと云ふのである。云々。現國會は一九一一年一月に改選せられたのであるから、國會法に依て一九一六年一月で満期となる

筈である。其れを十二ヶ月延長すると云ふ。一寸何でもない事のやうに思はるゝけれど、英國國會の權能の絶大なることを知るに最適例であると思ふ。

英國の憲法は所謂柔憲法 (Flexible constitution) であつて、獨逸や北米合衆國や我帝國憲法に於けるが如く、國家統治の根本法則を整然規定した正條と云ふものはなく、歴史的に其都度々必要に應じて發布された大憲章や、權利券狀や、人身保護律や、踐祚令等の外は、何等憲法の正文らしいものはない。多くの場合國會内に發生した慣例や默契や先例に依て國家の各機關が運轉せらるゝのである。而して主權は實際上國王、貴族、庶民から成る國會殊に庶民院に存するのであるから、今回の如き一國の大危機に際しては國政を行ふ上に於て非常に敏活の處置を探ることが出来る。メイシーは英國國會の權能を説明して、結局左記三ヶ條に歸すると云つて居る。

- 一、英國にては國會即ち國會に於ける國王の立つる能はざる法律なし。
- 二、英國には國會の廢止し或は變更し能はざる法律なし。
- 三、英國憲法にては根本的法律即ち憲法と普通の法律との間に何等の明白なる

區別あることなし。

即ち一言を以て之を蔽へば英國會は普通の立法議會であると同時に、憲法制定議會であるから、國家組織の根本法則に關する議決をする場合でも、米國杯の憲法變更に關する如き面倒な手續を要しないで、國會の決議で直ちに憲法を變更する事が出来る。憲法が容易に變更さるゝと云ふ事は、國柄に依つては危険であること勿論である。或人が英國會は男を女にし女を男にするの外如何なる事でも爲し得ると評したが、是れは決して誇張の言ではない。一七一六年にも今回と同一の場合が起つた。當時國會の任期は一六九四年の三年會期令 (Triennial Act) に據て三年に規定せられて居たので、一七一七年中には總選舉を行はなければならぬ等であつた。所が當時國王も内閣も、若し總選舉を行ふたならば、無血革命で佛國に逃亡したゼームス二世の殘徒と氣脈を通じて居た所謂 Jacobites が選舉人の多數を占めて居るから、總選舉の結果は單に内閣の危険ばかりでなく、國家の安寧上由々しき大事に立到るであらうとの憂慮からして、恰も開會中の國會は内閣に勸誘せられて、所謂七年會期令 (Septennial Act) を通過せしめたのである。是れに依て將來の國會の

會期を三年から七年に延長したのみならず、當時の國會自身の期限をも更らに四年間繼續する事になつた。驚く可きは、國會が自己の權威を用ひて自己の法律的存在を延長せしめた、其權能の絶大なる事である。當時貴族院の一派は此決議に反對して延長されたる四年に對して國會は人民を代表せずして、國會が國會を選むたのであるとの趣旨で抗議を唱へた。又プリイストレー一派の憲法學者は、痛く人民の權利を侵害したものであると憤慨した。法理上から云へば無理ならぬ反對である。何となれば此の律令條をなして、國會の會期を七年の代りに七十年或は七百年に延長し、或は一六一四年の長期國會の如く永久に開會するとしても、之を阻止することは出来ない理由である。然し常識が發達して、政治的、道德の盛むな英國人は、其れ程に極端でないから、幸に此決議に由て何等の弊害さへ見なかつたのである。ダイシイが七年會期法を以て、國會に主權の存在する説を確むる充分にして、決定的證明であると唱へて居るのは、正當である。曰く「此の律令は法律的地見地から見て國會が選舉人の代表者でもなければ、又決して各選舉區の受託人でもないことを證明して居る。國會は法律上國家の主權であつて、七年會期法は即ち此國會の主權

の結果であると同時に其確證である。

之を要するに自由統一の兩大黨が聯合内閣を組織して英國政黨史上の一大レコードを造つたのも其聯合内閣が前記の憲法上重大なる意義ある立法事業を行ふたのも此未曾有の國難に際して舉國一致外敵に當る一時の急要に出でたものであるから戦争終結後は再び常態に復す可きは云ふ迄もない然し此の如き伸縮自在事に觸れ時に應じて大に弾力性を具うる憲法を有し巧に之を妙用する英國人の政治的天才は容易に他國民の追隨を許さざる所である(十一月十三日稿了)

トーマス・マンと其の時代 (四完)

高橋 誠一郎

地代

十

地價を増進する所以の道は外國貿易を措きて他に存することなし貿易殷盛なる時は國內に於ける輸出工業品の製造亦繁榮を來す可く次で原料品の價格騰貴と爲り地代の増加を見るに至る可きのみならず貿易上の利得に因りて國內に齎されたる貨幣は幾多の人士をして土地の購入を可能ならしむ可く旋て又地價を騰貴せしむるに至る可し之に反し貿易にして或は國內に於て等閑視せられ又は國外に在りて損害を蒙り停滯不振を來すに至らば吾が地價は日々下降するを免れざる可し國內にありとある物の價格は悉く皆貨幣の多寡に従ひて或は高直と爲り或は低廉と爲ること蓋し疑なき所なれども眞に吾人の手に確保せられ吾國